

山形県ハイウェイ事業協同組合の

『高速道路通行料金の後納割引制度』

～企業の経費節減・事務効率アップの一助に～



山形県ハイウェイ事業協同組合では、NEXCOやJCBとの契約により、道路会社のETC割引のほか、制度独自の割引を実施し、企業の経費節減・事務効率の向上に貢献しています。

◎ ETCコーポレートカード

※ 特定のお車専用

- 高速道路等の大口・多頻度割引制度… 特定のお車の通行料金が、**月額2万円を超える**利用の場合
- 深夜割・平日朝夕時間帯割といった時間帯割引のほか、**車両単位割引**と**付加割引**の2種類を組み合わせる割引
- 割引実績（令和元年度）… **コーポレート割引率約30%**



◎ ETCスルーカードN

※ 1枚で複数台対応できます。

- ETC後納制度… 会社の高速道路料金の利用月額が、**2万円以下**（**2年間で1万円から5万円**）の場合
- 休日割・深夜割・平日朝夕割といった時間帯割引のほか、ETCマイレージのポイント付与の代わりに、通行料金から割引
- 割引実績（令和元年度）… **スルー割引率約5%**



◎ **高速道路利用料金の共同精算事業を利用するためには、組合に加入することが必要です。**

加入するためには、**加入申込書及びETCコーポレートカード利用申込書又はETCスルーカード利用申込書**などを提出し、理事会の加入承認後、以下の費用を御負担いただくことが必要になります。

出資金（1口以上）	20,000円
賦課金（年会費）	※令和2年度はありません。
加入手数料	3,000円
保証預託金	年間の高速道路の利用見込額のうち、 最高月額2倍 に相当する金額

（※出資金相当額と保証預託金は、退会時返還されます。）

【組合加入資格】

業種	製造業・建設業・運輸業・その他の事業	卸売業	小売業	サービス業
資本金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下
従業員	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下

- ◎ 県内で自動車を使用する事業者であること。
- ◎ 組合の地区内に事業所を有すること。

詳しい内容は、当組合までお問い合わせください。

山形県ハイウェイ事業協同組合

〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422（山形県自動車会館2F）

☎：023-686-2320 Fax：023-686-3952

E-mail：highway-yama@coral.ocn.ne.jp

HP：<http://www.highway-yamagata.com/>

